

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計算機入力データ(残留熱除去系(A)流量、低圧炉心スプレー系流量、原子炉隔離時冷却系流量、原子炉隔離時冷却系吐出圧力)において、下限逸脱の発生及びクリア頻発が認められたため、当該検出器を点検。(関連中操計器の指示に異常なし)	D	
2	2号機	給水加熱器ドレン系第4・第5給水加熱器(B)逃がし弁点検時、ペローズ止めネジ部からの漏えいが認められたため、当該部のシートパッキンを交換。	D	
3	2号機	復水器空気抽出系第2段空気入口弁(B)点検時、弁体シート面に割れが認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	油圧式防振器工場点検時、ターンバックル側取付ピンに曲がり角が認められたため、当該ピンを交換。	D	
5	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧タービン蒸気加減弁及び低圧主蒸気止弁点検時、弁体シート面の当たり不良が認められたため、当該弁を修正加工。	D	
6	2号機	主蒸気隔離弁点検時、ボンネット座面及びナット座面に傷(1本)が認められたため、当該ボンネット座面修理及びナットを交換。	D	
7	2号機	低圧蒸気タービン下半内部車室(C)浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修。	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)計装品点検時、発電機軸受温度計装品取付ゴム部分に亀裂が認められたため、当該部を点検補修。	D	
9	2号機	復水器空気抽出系第1段空気入口弁(B)点検時、弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討。	D	
10	2号機	抽気系油圧式防振器点検時、ピストンロッド(2本)に摩耗が認められたため、当該部を研磨補修。	D	
11	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)点検時、シャフトパッキンに浸食が認められたため、当該パッキンを交換。	D	
12	2号機	循環水ポンプ(A、C)スタフィンボックス点検架台手摺りににおいて、腐食が認められたため、当該箇所の手摺りを点検補修。	D	
13	2号機	主蒸気系配管水張り用止め弁点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換。	D	
14	2号機	低圧蒸気タービン(B)ロータの浸透探傷検査において、第17段シールド板に指示模様が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	2号機	低圧蒸気タービン下半内部車室(B)浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修。	D	
16	2号機	タービン潤滑油系油清浄機貯油室内フロート弁点検時、フロート連結ピン抜け止めワッシャーの脱落(1個)が認められたため、当該部のワッシャーを取付。	D	
17	2号機	制御棒駆動水ポンプ用補助油ポンプ(B)点検時、シャフトと軸受の間隙値に許容値外れが認められたため、対応検討。	D	
18	2号機	制御棒駆動水圧系点検時、フランジ部に取り付けのストレーナ部に変形(2個)が認められたため、当該ストレーナを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802